（定義）

第二条　［略］

2　この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

［一　略］

二及び三　削除

［四・五　略］

六　「固定電話用設備」とは、電話用設備であつて、電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものをいう。

七　「固定電話端末」とは、端末設備であつて、固定電話用設備に接続されるものをいう。

［八～十一　略］

十二及び十三　削除

［十四～十九　略］

二十　削除

［二十一～二十五　略］

（絶縁抵抗等）

第六条　端末設備の機器は、その電源回路と筐（きょう）体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に次の絶縁抵抗及び絶縁耐力を有しなければならない。

一　絶縁抵抗は、使用電圧が二五〇ボルト以下の場合にあつては、二メガオーム以上であること。

二　絶縁耐力は、使用電圧が二五〇ボルトを超える場合にあつては、二、五〇〇ボルトの電圧を連続して一分間加えたときこれに耐えること。

［2　略］

第四章　電話用設備に接続される端末設備

第一節　削除

（定義）

第二条　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　「アナログ電話用設備」とは、電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。

三　「アナログ電話端末」とは、端末設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるものをいう。

［四・五　同上］

六　「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

七　「インターネットプロトコル電話端末」とは、端末設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるものをいう。

［八～十一　同上］

十二　「総合デジタル通信用設備」とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として六四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

十三　「総合デジタル通信端末」とは、端末設備であつて、総合デジタル通信用設備に接続されるものをいう。

［十四～十九　同上］

二十　「直流回路」とは、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備に接続して電気通信事業者の交換設備の動作の開始及び終了の制御を行うための回路をいう。

［二十一～二十五　同上］

（絶縁抵抗等）

第六条　［同上］

一　絶縁抵抗は、使用電圧が三〇〇ボルト以下の場合にあつては、〇・二メガオーム以上であり、三〇〇ボルトを超え七五〇ボルト以下の直流及び三〇〇ボルトを超え六〇〇ボルト以下の交流の場合にあつては、〇・四メガオーム以上であること。

二　絶縁耐力は、使用電圧が七五〇ボルトを超える直流及び六〇〇ボルトを超える交流の場合にあつては、その使用電圧の一・五倍の電圧を連続して一〇分間加えたときこれに耐えること。

［2　同上］

第四章　［同上］

第一節　アナログ電話端末